

# 筑西市議会総務企画委員会

## 会 議 録

(令和4年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

## 総務企画委員会 会議録

1 日時

令和4年6月13日（月） 開会：午前9時59分 閉会：午前11時17分

---

2 場所

全員協議会室

---

3 審査案件

- 議案第35号 筑西市附属機関に関する条例の一部改正について  
議案第37号 筑西市自動車等駐車場条例の制定について  
議案第38号 令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）のうち所管の補正予算  
議案第41号 工事請負契約の締結について
- 

4 出席委員

委員長	藤澤 和成君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	石嶋 巖君	委員	小倉ひと美君	委員	増渕 慎治君	
委員	尾木 恵子君	委員	堀江 健一君	委員	榎戸甲子夫君	

---

5 欠席委員

なし

---

6 議会事務局職員出席者

書記 鈴木久美子君

---

委員長

藤澤和成

○委員長（藤澤和成君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について、審査をしてまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付しました順番で、条例議案2件、補正予算議案1件、契約議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、市長公室です。

議案第35号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」を審査願います。

市民協働課から説明を願います。

小林市民協働課長。

○市民協働課長（小林 均君） 市民協働課の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号「筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案第35号、1ページ目を御覧ください。このたびの条例の一部改正は、令和2年度をもちまして、住民参加型まちづくりファンド事業が終了したことに伴い、筑西市附属機関に関する条例、別表第1項にある住民参加型まちづくり事業選定委員会を削除し、併せて筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、別表第2第2項からも、住民参加型まちづくり事業選定委員会を削除するものでございます。

なお、住民参加型まちづくりファンド事業は、令和2年度をもちまして事業を終了しておりますが、令和3年度からは、後継の事業として、合併振興基金活用事業の補助金交付を開始しております。引き続き市民団体などによる自主的なまちづくり活動を推進しているところでございます。

議案第35号の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この住民参加型のまちづくりということなのですが、この市民育成の観点ということで、この効果とか、そういう成果について、分かる範囲で結構ですが、伺います。

○委員長（藤澤和成君） 小林市民協働課長、答弁願います。

○市民協働課長（小林 均君） 住民参加型まちづくりファンド事業につきましては、平成20年度から事業を開始いたしまして、先ほどご説明いたしました令和2年度までの13年間で、市民団体の皆様が実施したいという、自主的に行いたいという様々な事業について補助をさせていただきました。ソフト事業とハード事業の2つでございますが、両方合わせまして補助額が5,145万7,000円ということで、様々な事業に

ついて市民団体の皆様の一助になったのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） これを削るということなのですが、全て引き継がれるかどうか、ソフト面ですね、引き継がれるのかどうか、お伺いします。

○委員長（藤澤和成君） 小林市民協働課長、答弁願います。

○市民協働課長（小林 均君） ご答弁申し上げます。

議案として提出いたしましたのは、選定委員会が附属機関、あるいは特別職の報酬等規定がございますので、その2つについて削らせていただくということです。先ほどの後継の事業でございます合併振興基金活用事業につきましては、ハード事業、そしてソフト事業、両面から補助を継続してまいります。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第35号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決をいたします。

議案第35号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市長公室の審査を終了します。

では、企画部の入室をお願いします。

〔市長公室退室。企画部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第38号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

企業誘致推進課から説明を願います。

市村企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 企業誘致推進課の市村と申します。よろしくお願いたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第38号のうち企業誘致推進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。第3表、地方債補正、1、追加でございます。起債の目的、工業団地専用水道施設整備事業債6,160万

円をお願いするものでございます。これはつくば明野北部工業団地地区において、専用水道施設の実施に関わる調査設計委託料等の市債追加分でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款22項1市債、目2節1総務債、説明欄27、工業団地専用水道施設整備事業債として6,160万円をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目9企業立地促進費、説明欄、つくば明野北部工業団地地区専用水道施設整備事業8,232万7,000円の追加をお願いするものでございます。これは、今後つくば明野北部工業団地地区に立地する企業に対して、安定的に水を供給するための専用水道施設を整備するものでございます。

内容でございますが、節11役務費6万9,000円につきましては、開発行為許可申請手数料、建築確認申請手数料でございます。節12委託料4,243万8,000円につきましては、事業予定地の境界測量、水路用途廃止申請委託料70万4,000円、事業予定地の地質調査や取水施設、浄水施設、配水管等の調査設計委託料4,118万4,000円、事業予定地の不動産鑑定委託料55万円でございます。節14工事請負費3,190万円につきましては、揚水試験を実施するための調査用井戸掘削工事費でございます。節16公有財産購入費792万円につきましては、事業予定地の約2,200平方メートルの用地購入費でございます。

今回追加補正をお願いします事業費8,232万7,000円、事業債の歳入6,160万円の差額2,072万7,000円につきましては、一般財源を予定しております。

なお、今後の調査設計委託の中で工事費を確定してまいります。進捗の状況により、今後の議会において工事費の補正予算をお願いすることとなりますので、その際には改めてご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この調査設計委託料の中で地質調査を行うと説明ありましたが、この地質調査は地下何メートルぐらいまで調査するか、伺います。

それと、この調査用井戸掘削工事ということがありましたけれども、この井戸は何メートルぐらい掘るのか、深さです。2点について伺います。

○委員長（藤澤和成君） 市村企業誘致推進課長、答弁願います。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 答弁申し上げます。

地質調査については、約10メートルほど予定しております。あと井戸の掘削工事については100メートルを予定しております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 地下10メートルぐらいでこの地質調査というのは、調査の中身として10メートルが範囲だということで、それ以上は掘らない、調査しないということでのいいのですね。

それと、この井戸のほうなのですが、100メートルで、これは調査だから水は出る出ないというのは掘ってみないと分からないという、そういう内容でしょうか、伺います。

○委員長（藤澤和成君） 市村企業誘致推進課長、答弁願います。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 答弁申し上げます。

10メートルにつきましては、約10メートルあればその地質が分かるだろうということで、設計のほうにも確認しております。調査用の井戸、100メートルで出るか出ないかという話なのですけれども、県内の大手の井戸工事屋に聞いておまして、明野地区周辺での実績を基に、100メートル掘れば十分水量が出るでしょうということでしたので、100メートルにしております。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） いいですか、では、田中副委員長。

○委員（田中隆徳君） では、よろしく申し上げます。

必要不可欠な事業だと思います。その事業についてではなくて、1点だけちょっと不安があるのでお聞きします。これはちょっとお伺いしましたが、すみません記憶がなくなって、1日どのぐらい予定水量としてこれは揚げる予定なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 市村企業誘致推進課長、答弁願います。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 答弁申し上げます。

現在700トンを予定しております。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 1日、そうすると700立米揚げるということですね。それで、今1点だけちょっと気になっているのは、昔30年ぐらい前、私の近所でやはり砂利の採掘が結構盛んでして、田んぼの中で砂利の採取はやっていたのですが、2キロぐらい家込みのところから離れているのですが、その当時、やはりどうなのでしょう、あれで100メートルぐらい下ろしたのかも分からないのですが、深さを。やはり井戸が壊れてしまったり、田んぼが地盤沈下してみたり、周辺で大きな騒ぎになったのを私ちょっと記憶しているのですが、そういった周辺、この事業自体は必要不可欠かと思うのですが、その周辺のこの調査、今10メートル、ボーリングやら何やら地盤調査して、井戸は100メートル、その水源を探すということでしたが、その辺の周辺地域に及ぼすあれをどの辺まで調査できるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 市村企業誘致推進課長、答弁願います。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 地下水の取水なのですけれども、周りに影響を与えないように、粘土層からの取水は避けることとしています。また、揚水試験、今回行いますけれども、限界揚水量の70%程度として、過剰な取水は行わないように心がけたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 700トン、700立米というのは、相当な量です。それで、その辺を、地域の陸田やら畑やらもあると思いますので、その辺の環境だけなのです、心配は。

それと、最後にもう1点、起きないにこしたことはないですが、最悪のとき、断水が起きるような災害があったときに、その専用ということだったのですが、これは地域で断水が起きてしまったようなときに民間使用、給水車なんか来なくても、この井戸を民間使用できるのかどうか、最後にその辺お伺いして終わりにしたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 市村企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 断水が起きないように自家発電設備というのは設けようと思っております。今回専用水道ということですが、民間のほうで困っているのであれば、それは積極的に対応したいと考えております。

（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） そのほかございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 以上で企画部の審査を終了します。

それでは、執行部の入替えをお願いします。

〔企画部退室。財務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、財務部所管の審査に入ります。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

財政課から説明を願います。

岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 財政課、岩岡です。着座にて説明させていただきます。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金4,071万7,000円の増額につきましては、今回の補正予算の収支調整によるものでございます。

令和4年度一般会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第38号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第38号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより、議案第38号の採決をいたします。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第41号「工事請負契約の締結について」、審査を願います。

それでは、管財課から説明を願います。

坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 管財課の坂谷です。よろしくをお願いします。着座にて失礼いたします。

議案第41号についてご説明いたします。工事請負契約の締結についてでございます。

令和4年4月7日、公募型プロポーザルに付した筑西市下館庁舎解体工事につきまして、下記により契約を締結するため、築西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、筑西市下館庁舎解体工事。2、契約金額、金4億8,290万円。3、契約の相手方、株式会社大洋、茨城県水戸市千波町1950番地ウェーブ21ビル3階A、代表取締役・星文佳。令和4年6月1日提出でございます。なお、仮契約は5月23日に締結をしているところでございます。

次のページをお開き申し上げます。筑西市下館庁舎解体工事の概要でございます。下館庁舎につきましては、令和3年12月末に情報政策課が本庁舎に移転したことにより、庁舎としての用途を終え、建物倒壊や無人化による防犯上の懸念を解消するため、解体工事を本年度末の工事完了を目指して実施するものでございます

工事場所は、筑西市下中山732番地1です。

工期は、本契約の効力を発する日の翌日から令和5年2月13日まででございます。

対象建物は、下館庁舎（本館）、鉄筋コンクリート造り、地下1階地上4階建て、延べ床面積5,135.65平方メートル。下館庁舎（新館）、鉄筋コンクリート造り、地上3階建て、延べ床面積1,454.85平方メートル。外部附属建物、屋外書庫、バス車庫、2階建てプレハブ倉庫など、延べ床面積512.50平方メートルでございます。工事内容は、解体工事でございます。

次の2ページ目が、敷地の配置図でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 3点お聞きしたいと思います。

まず初めに、こちら公募型プロポーザルということでしたが、プロポーザルにしなければいけないほど、一般競争入札では安全性や周りへの配慮、環境とかの配慮ができないものなのかということが1点。

2点目が、これは議案質疑でご答弁くださったかと思うのですけれども、今回の入札条件に該当する地元企業はあまり少ないかなというような予測もあったということですが、でしたら、なおさら地元企業とのJVにすべきだったのではないかと思います。まして産業振興条例も制定されていることから、JVにすべきだったのではないかと思います。その点について伺いたいと思います。

3点目が、これは全員協議会でのご説明だったかと思うのですけれども、プロポーザルということで、一般競争入札と比べて金額が若干高くなっているということでしたが、どの程度金額が高くなっているのか。

以上、3点についてお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） ご答弁申し上げます。

プロポーザルにした第1の理由は、やはり説明したとおり、庁舎が古い建物であり、また大きい建物、地下にもありますし、4階建ての建物。市街地にありますので、やはり安全性というものを本当に特段に配慮いたしまして、そこを重視いたしまして、一般競争入札ではやはり価格を先に考えてしまいますので、

安全性を損なわれるおそれがあるという部分を考えまして、プロポーザルにしたという経緯でございます。

2点目のJVの件でございますが、プロポーザルにすることで、安全性を整えてやることとなりますので、その点を考えておりました。その中に地元への貢献ということで、地元企業の参加ということプロポーザルに申し入れまして、地元企業にこういう解体工事を経験してもらい、それでまたそれをやることによって、また次の解体工事に積極的に参加していただくということも考えており、そのような形でやりました。

3点目は、金額が高いという件なのですけれども、優先順位、大洋と2番目の会社の差は、1,500万円ほど大洋のほうが高くなっておりまして、見積価格5億800万円の中から大体95%で契約されていますので、高いというふうなことということは一概には言えないかと思えます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 3点目のことで、一般競争入札である建物程度のものを解体した場合の金額と、今回プロポーザルということで、その金額が若干一般競争入札で行った場合と比べて高くなっているということだったので、同規模の建物を解体した場合の一般競争入札での工事価格というのですか、それと比べて、今回の5億円ほどの金額というのは、どの程度割高になっているのかということが伺いたかったので、そのことをお聞きしたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

価格につきましては、令和3年度に設計会社をお願いいたしまして、そこから今回の条件提案額5億800万円という形をつくりました。その金額の基となるものが設計会社が積算したものであり、その設計価格の単価というものが、部長も答弁いたしましたが、単価表というものがございまして、そこから積み上げていくものでございます。さらに、今このご時世でございますので、燃料とかいろいろなものが高くなっていると思えますので、その点を考えて、単価表から積み上げた価格と、今の社会情勢から考えると、それほど設計価格に対しては高過ぎるというわけではなく、その設計価格に基づいて、さらにそこからプロポーザルで落としていただいたので、価格については私たちのほうでは妥当性があるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 山口財務部長。

○財務部長（山口信幸君） 補足させていただきます。

高くなっているという話があったのですが、それは、今回は次点候補者と比べれば高くなっているという考え方でありまして。入札の率については、先ほど坂谷課長が言いましたように95%ということでございます。一般競争入札で、例えば令和3年度の建築なんかで見ますと、一般競争入札の落札率は大体94%ぐらいです。今年に入って物価高等がありまして、今97から98%ぐらいになっていて、ものによっては不調になってしまうということもあります。そういうことから考えると、95%というのは妥当ではないかというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、このプロポーザルで地元企業4社を使うというような、優先交渉権者は地元企業4社を使うということでしたが、これは実際に地元企業を間違いなく使ったかという検証は行うのかという点と、万が一、地元企業を最初の予定どおり使わなかった場合のペナルティーはあるのかということをお願いします。

あと、やはりもうちょっと金額について競争性とかを高める必要もあったのかなと思うのですが、その点でプロポーザルの実施要領の中の見積り価格に対する配点が5点で、高いものでは、項目によって10点もあったかと思うのですが、やはりある程度の価格競争も必要だったのかなと思う点で、その点、価格に対しての評価を高くしなかった理由をお願いします。

あと、先ほどプロポーザルにすることでより安全性をということですが、一般競争入札で解体を行った場合、そんなにずさんな工事というか、安全性を確保できないような工事が行われるのか、また一般競争入札の条件の中にそういった安全性を盛り込めば、一般競争入札で行えたのではないかと思います、その点について伺いたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

地元業者の活用につきましては4社を考えており、また電気や設備なども、また別途業者を雇うということは聞いております。この点につきまして、工事を行うに当たりまして、先ほど言った設計会社が監督をしておりますので、監督をしている中で、例えば使わなかったとか、何かが足りなかったときは、もちろん指導という形であると思います。

次に、価格の配点、他が10点とかという形になっていますが、我々といたしましては、やはり安全性、やはりそこをまず第一に考えてやりたいということなので、そこはあえて価格率はやりませんでした。逆に地元企業ということは10点という形で我々は考えておりました。

3番目の一般競争入札につきましては、我々見学に来ていた会社に聞いたところ、断った理由ということが、やはり工事が難しいという話を聞きました。やはりそういうふうなことを、生の声を聞くと、簡単という話もちろんあるかもしれませんが、生の事業者の声を聞くと、やはり難しい面もあったのではないかと。その上で、そこで我々はやはり難しいのであれば、何か事故があってはいけない、安全にやらなければいけないということを考えて、その辺についてもプロポーザルでよかったのかとは思っております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 地元企業を使わなかった場合のペナルティーはあるのですか。

答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） そのように提案していただいて、それで評価、評点して採用していますので、その点でもしやっていた場合は、次のときの評点は下がります。実績のペナルティーはそういう形になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） まず、ペナルティーに関して、地元企業を使うということで評価が高かったのであれば、もっと厳しいペナルティーが必要かと思うのですが、その点についてと、あとこのプロポーザルを行った審査結果というのですか、どちらの企業がこの項目では何点取っていたとかという、そういつ

たものを私たちに開示していただくことというのは可能なのかということ、それをお願いします。

○委員長（藤澤和成君） では、坂谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

ペナルティー、もっと厳しくできるのかというような点なのですけれども、やはり我々はその旨で契約をしているものなので、それがもしいかなかった場合というのは、まずあり得ないというようなことは考えています。ただ実際問題、あるかもしれないということがご提起されましたので、それについてはやはり監督、先ほど言った設計会社が常に監督していますので、それを報告受けた上で、もしやってないとかということがあれば、もちろん我々としては、その旨是正していきたいと考えております。

次の質問なのですけれども、優先権者と次点権者、ありましたけれども、審査項目がありまして、我々8名の委員が決めていく、加点した上でやっているのですけれども、やはり先ほど言った1,500万円という差も、おおよそという話で答弁していると思います。技術の差はやはりその企業が秘匿したい部分でありまして、それをその企業の強みとして、これからそれをもっと追求したいとか、発展したいということなので、やはりその分を、例えばその技術力が低いとか高いとか、安全性に配慮する、配慮しないとかというような抽象的なことは言えると思うのですけれども、何点差がありましたといったときに、採用試験と同じなのですけれども、本人からは何点ですということは言えると思うのですけれども、他社のことを言うのは趣旨に反すると思うのでちょっとできないと思います。その上で公表できないのはご勘弁願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今まで入札で、プロポーザルで図るというのは、主に設計業務とかプランニング、工事に関してのプロポーザルというのは、今回初めてではないですか、そうですね。ですから、私も建築屋の端くれですから、そういう関係者、業者等が、何人からも問合せというか、「何で」という声が聞かれました。何ででしょう。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

解体についてのプロポーザルにつきましては、初めてでございますけれども、ほかの自治体では解体工事のプロポーザルをやっているところもございます。まだ筑西市はなかったということでして、申し訳ございませんが、やはり建物が大きいのと、地下にもありますし、難しいという話も、先ほど申し上げましたとおり、やはり難しい面があるということ認識をした上で安全に工事を進めたいと、その中で先ほどご答弁しましたように、地元企業を使うことよっての発展、育成を考えたいと思ひまして、プロポーザルにさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 私が今申しましたように、私も業者の端くれであるということは、すごい関心があるのです。私は今この立場で物を申しているのですが、やはり行政の我々代弁者の答弁でそういった明快な言葉を聞くことよって、市民の、あるいは業界の誤解が解けるわけです。この庁舎、あれほどの巨大な物件の解体の、今までこのまちで実例がなかったわけですから、そこに行政当局の安全性、あるいは

は隣近所、市民に対する防護体制とか、アスベストに対するノウハウとか、そういう点で、できればもっと早く情報が伝わってれば、一部にはそういう不信の声がありましたので、だから確認を取っているのですが、私も納得しています。私たちもあの庁舎には随分通いましたものね。どこにどういうものがあって、どういう老朽化が進んでいるというのを知っていますし、ですからその点、どういうわけか市民を意識して問題点を出すのを、工事、プロポーザルというのが出てから、一定の期間だけは非難するのですが、その後やんでしまうのです。でもそんなことがないように、今後も工事のプロポーザルというのを出てくると思うのです。そういうときのために、やはり市民向けに、議員向けよりも市民向けに対してのそういう情報の発信というのは、しておいたほうがいいのかなどというふうな気がするのです。ですから、これは質疑ではなくて意見になってしまうのです。そういうわけです。

○委員長（藤澤和成君） 何か答弁ございますか。

坂谷管財課長、では答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） 今回の解体工事のプロポーザルに関しましては、まず初めてということがございますので、やはり今委員がおっしゃいましたように、次回、この反省点を踏まえた上で進めていきたいと、プラスに生かしていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 3点ほどちょっとよろしくお願ひします。

1点目は、榎戸委員とちょっとかぶるのですが、この大型物件、これを議決するに当たって、ちょっとやはり情報が足りないのです。このプリント3枚ぐらいで議決しろと言ってもなかなか難しい部分があると思います。今回はいずれにしても、次から大型物件、当然議会案件になる物件だと思っておりますが、そういうものを、一般競争でやるときはいいのですが、こういうプロポーザルでやる場合は、やはり少なくとも原則議員は公開というか、プロポーザルの場面に公開すべきなのだろうと、やはり情報は共有すべきなのだろうと思っておりますが、いかがでしょうか、その辺。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁申し上げます。

先ほど申し上げたように、今回初めてですので、皆さんの意見はもちろん伺って、次に生かしたいと考えております。ただ先ほど小倉委員のほうに答弁したとおり、やはり技術力を競うということもありますし、提案力を見るところがありますので、その提案力が会社のある意味大事なところでございますので、それをある意味ひけらかすというか、高め合うのだったら構わないのですけれども、大事なところを教える、企業秘密を教えるという形になるようなことがなければ、もちろんそういうところは考えていきたいというふうなことは思います。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） プロポーザルが駄目だということではないのです。あくまでも情報として、こういう質疑の場もありますが、そういうプロポーザルでやる場合は、やはり少なくとも議員には公開、プロポーザルの場合はするべきなのだろうと、次から、今回ではなくて。そういうふうに考えます。検討願います。

2番目の質問なのですが、今回監理設計者はいないですね、建設者って。直接業者と実態状況を役所で管理するわけですね。

（「設計会社」と呼ぶ者あり）

○委員（田中隆徳君） （続）設計会社というか、言いたいことは、とにかくアスベストなのです。あれ目に見えないです。やはり専門の管理者がいるなら別なのですけども、管理者というか、業者は別です。それなので、やはりあの辺家込みですから、本当にアスベスト入っていると思います、多分。相当できる限りの、受注してしまったから「はい」というような丸投げでなくて、その辺の対策、アスベスト対策は徹底してやっていただきたい。その辺ちょっとご意見伺いたいのと、もう1点、今回現場の視察、現場ちょっとやっていると言っていましたよね。当然図面並びに図書、全部業者さん持って、それで積算並びに受注していると思うのです。でありますから、アスベストが出てきただの、何が出てきただのというような、また大型追加補正なんかにならないように、その辺は契約時にきちんとしていただきたい。以前ありました、文化会館のとき私も覚えていますが、アスベストが出てきたので追加補正だなんていうことにならないように、きちんと発注者側として、していただきたい。その辺ちょっとご意見、お願いします。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

設計会社が令和3年度に解体工事の設計に係るところで、何度も調査のほうに伺いまして、目視、なかなか剥がして出すことはまさかできないので、図面等とか、後は中身の目視をすることによって、アスベストのある場所については、その旨報告をしております。ただ先ほど言ったように、建物を解体したわけでもないし、壊したわけでもないで、アスベストが例えば天井裏についているとか、そういうふうなところについてはちょっと分からないところがございます。なるべく先ほど委員がおっしゃいましたように、追加の補正とはならないようなことを注文いたしまして、そのように進めていきたいとはもちろん考えております。

以上でございます。

（「環境対策について」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）対策ですか。

（「入っていますかね。目に見えないので、その辺の環境対策を行政として実施していただきたいという話なのですが、その辺ちょっとご意見お願いします」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）先ほど申し上げたとおり、設計会社のほうで確認をして、アスベストの存在は分かっております。そのような報告を受けておりますので、そのように企業もマニフェスト、私どももマニフェスト使って管理をしていきたいと思っておりますので、もちろん分かった上で、我々もそうですし、設計会社、管理会社でもそうですし、施工する、解体する大洋もそうですけれども、分かった上でやりたいと思っておりますので、対策を万全にとってやっていきたいと思っておりますので。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 何回もうるさく言うようですが、本当に家込みで市内中に拡散しますから、目に

見えないです。ですから本当に重大な被害が出てしまうので、本当にできる限りの対策は徹底してやっていただきたいということを要望して終わります。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 2点だけちょっと、さっき田中委員の質疑の中でちょっと出ましたけれども、設計業者の方、私は、最初から設計業者の方はいましたよね、その中で、1点だけ、さっきから出ている、なぜプロポーザルについて、その設計業者の方から皆さんとの話合いでそれに決まったのか、そこらがちょっと聞きたいと思うのです。設計業者の方、たしかいたはずですが。皆さんといろいろ打合わせして、今回はプロポーザルがいいだろうという話になって、今回したのだと思うのですけれども、そういうことがあったのかということが1つと、大洋に前にも筑西市で解体をお願いした件があったと、本会議でちょっと説明してくれたと思うのですけれども、もう1度、今までの実績をちょっと言っていて、2点です。プロポーザルの経緯と大洋の実績をお願いしたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

設計業者につきましては、解体をする積算、どれだけお金がかかるか、何を注意すべきか、先ほど言った環境のアスベストとかいろいろ含めて、価格を設計するためにお願いをしている。その後、工事が決まりましたら、工事の監督もお願いしているということなので、プロポーザルにするという判断は設計会社は関与しておりません。プロポーザルにしたのは、我々がさっき言った安全に工事したいということでプロポーザルにしたということなので、設計業者に対しては何も意見は、価格については求めましたけれども。以上でございます。

大洋の実績でございますが、協和幼稚園の施設解体、関城中学校のプールの解体、協和給食センターの解体、明野庁舎解体、あとご存じのように市民会館の解体をやっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） では、プロポーザルにするということは、その設計業者との話合いではなかったということですね。分かりました。

そうすると、さきに戻ってしまうのですけれども、2番目の市民会館の問題、私も覚えています。アスベストが出て、途中から補正予算ということで、我々議会にもちょっと責任があったのではないかなと、そういう意味で、あれから常任委員会の中で、場合によっては現場検証もしなくてはいけないよと、そういう話も出たのです。それは我々も反省して、途中からアスベストが出て、補正が出て、そういうことをやるようではまずいので、そういうことは絶対今回の案件についてはないのだろうと思いますけれども、一つそこら辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。答弁はいいです。

○委員長（藤澤和成君） では、堀江委員。

○委員（堀江健一君） 確認の意味で、今いろいろと、皆さんから発言があったと思いますが、アスベスト、この前は市民会館、これアスベストが出て、それで追加補正を組みました。もしも今度も、ちゃんと契約をして工事が始まった、アスベストが大量に出た。そして、これだとこの予算だけではできないということになったら、どういう対応をするのですか。それだけ1つ確認したい。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

先ほど申し上げたように、事前に目視による確認はしてございますが、やはり解体をしたときに、その裏側というか、実際に出ることは出ると思います。ただ無いようにとも話しますが、それでやはり一定量というか、想定量を超えるものが出たときには、やはり環境に対して配慮しなくてはいけない、周りに対して配慮しなくてはいけないということでもありますので、もし予算を使わなくてはいけないときは、追加予算という形になるとは思いますが、そのときはよろしく願いいたしますという形になると思います。

○委員長（藤澤和成君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） 想定量以上というのは、これはどのくらいを指しているのですか。これはちょっとおかしいですよ。ちょっとそれ答弁。

○委員長（藤澤和成君） 答弁、山口財務部長。

○財務部長（山口信幸君） お答えいたします。

当然可能な限りこの設計の中でやっていくのが正しいものですから、それでやっていくのですが、先ほど課長も言ったように、建物の裏側とか屋根裏に吹きつけなんかで入っている塗装なんかも、目視でやっていますので、若干確認できない部分もあるかなというふうに思います。そういったものも含めて全体の工事の中で調整できればいいのですが、調整できない場合には、その分は、増えた分については補正もあるかなと。ただ基本的にその中で、設計業者にもしっかりと見ていただいたので、そんなに多くはないのだろうというふうには思うのですが、やはり例えば地下のL棒とよく言いますけれども、そういう中の入ったものとか、いろいろ掘ってみないと分からないものとか、壊してみないと分からない分も出ますので、それは慎重にやはりやっていかななくてはならないと。量を超えたものを同じ金額でやっても、当然設計金額ではできなくて、処理が変な形というか、適正な処理ができないと困りますので、そこはちゃんとしっかりやっていく必要があるというふうに思います。

○委員長（藤澤和成君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） その壊す前に、設計する前に、元の建築したときの設計があると思うのです。それを基礎にして今度の設計屋は解体の見積りを取っているのではないですか。だから、後でその相当量以上に出るということは、図面を見ればそれは分かるのではないですか。後で出たから、今度は追加補正だというのは、ちょっとそれはおかしいと思います。この前の文化会館と同じでしょう。大本の設計があるということですよ、結局は。図面があるわけだから。

○委員長（藤澤和成君） 山口財務部長、答弁願います。

○財務部長（山口信幸君） おっしゃるとおりです。大本の設計を基に今回の設計も組んでいます。ただ大本の設計が昭和48年とかそういうもので、信頼性に非常に欠ける部分もあります。ですから、やはり使っている部材が実際どういうものかを、ちゃんと一件一件見ていかないと分からないところもあります。ただ可能な限りその図面では掘っていますので、図面との相違という点ではないと思います。ただ施工したものが実際そのものだったかどうかというのが、実際分からない部分はあります。ですから、それほど大きくは変わらないとは思いますが、相違部分、多少の部分は出てくるかもしれません。ただ設計上はそういったものは可能な限り見えていますので、その範囲内でできるものというふうには思っております。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今言った設計、40年、50年前、40年も50年でもいいのですが、今ここで論議していること、一般ではしょっちゅうやっているのです。設計屋が解体の設計をして、お客さんが、ビル解体でも、デパート解体でも。後から追加が出るはずがないのです。あなた方は、人の金だと思っているからそんな甘い考えなのだよ、でしょう。自分の家とか、自分のを壊すときに、後から追加なんて出されたときに、まともに払いますか。専門的な1級建築士が元の図面を精査して、どこにアスベストなんて、どこに何があるなんて、全部把握して見積りをして、行政は払っているのです、信用して。それで解体をしたらあれが出てきました、量が違っていましたなんて、どこにそんな不合理なことを言えるの。それはこの前の市民会館では我々認めざるを得なかったのです。今度は認めないよ。絶対に。ましてプロポーザルでやっているのだから。

プロポーザルの意味というのは、どういう基準で、どういう安全策を取って、いかにどの業者が一番すばらしい解体ができるかという選定をしているわけだ。金額ではないのだよ。それでいて、一般入札よりも高い値段でプロポーザルで選定したのでしょ。それで今のあなた方の説明を聞いたらむかつくのは、何でむかつくか、出るかもしれない、出るかもしれないって、まだ始まっていないこの時点で言うのだったら、業者も設計屋もあなた方の情報が流れ出たら後から後から出てくるよ。こんなことは下館市時代からやっているのだ。私は何度も経験しているの。だから私は注意しておくけれども、増えたなんて、簡単に数字が違った、予定が違ったなんてことを何で言えるのだというの。事前の調査をしてお金を払っているのです。それをあなた方が信用していなければ、その方が追加で出てくるだろう、我々の前に出てくるのだよ、予定が違ってましたと。

強く言っておきますけれども、そんないい加減なあなた方の構え方では、業者はもっと墮落になる。筑西市役所は徹底した審査をして決めたのだから、安易な追加なんか認めないです。そういうくらいの姿勢でなければ、今後のこういった工事に関しても、設計に関しても、我々は認めないし、今度我々が特別委員会をつくって、我々が調査しますよ。我々にだってそういう裁量権あるのだから。だめですよ、人の金だと思ったのでは、自分の家だと思って考えてください。

○委員長（藤澤和成君） 山口財務部長。

○財務部長（山口信幸君） すみません、私の表現の仕方がまずかったというのもあると思います。当然安易な補正を認めているわけではなくて、当然適正な工事をしていただきますので、当然その設計の範囲でやれるものと私どもは考えています。安易な補正を認めているということではございませんので……

（「言葉が安易ではなくて、その言葉が出てくるのが安易だと言うの、出るかもしれないというのは。それを安易と言うのだろう。そういうことを私は言っているのだよ。出るかもしれないなんて、何で設計士に何千万円と金払っているのだい」と呼ぶ者あり）

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

（「そういうことだよ。一般では絶対通らないから、こんなことは」と呼ぶ者あり）

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○財務部長（山口信幸君） そのつもりで頑張ってやっていきたいと思えます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑は終結してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

議案第41号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより、議案第41号の採決をいたします。

議案第41号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で財務部の審査を終了します。

ここで、執行部の入替えをお願いいたします。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第37号「筑西市自転車等駐車場条例の制定について」、審査を願います。

市民安全課から説明を願います。

なお、追加で要求のありました資料をお手元に配付しておりますので、ご確認ください。

金谷市民安全課長、説明を願います。

○市民安全課長（金谷多美子君） 市民安全課の金谷です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第37号「筑西市自転車等駐車場条例の制定について」ご説明いたします。現在下館駅南自転車等駐車場、下館駅北自転車等駐車場及び新治駅自転車等駐車場は、公益社団法人筑西市シルバー人材センターが管理を行っております。指定管理の期間につきましては、令和5年3月31日までとなっており、令和5年4月1日からは、市の直営管理となることから、指定管理の内容で制定されている現行の条例を廃止し、利用料金を無料とした直営管理の内容に改めた「筑西市自転車等駐車場条例」を新たに制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1条は、筑西市自転車等駐車場条例制定の趣旨について定めるものでございます。

第2条では、本市に設置してある4か所の自転車等駐車場の名称及び位置について定めるものでございます。

第3条から第5条においては、自転車等駐車場の管理、駐車できる車両の種類、自転車等駐車場の使用の制限について定めるものでございます。

第6条では、使用料について、使用料は無料とするとしております。

第7条及び第8条は、自転車等駐車場における禁止行為及び管理上の措置について定めるものでございます。

第9条及び第10条は、損害賠償や事故の免責について定めるものでございます。

第11条は、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で別に定めるとするものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項につきましては、この条例の施行日は、令和5年4月1日からとするものでございます。

第2項につきましては、筑西市自転車等駐車場条例の制定に伴い、既存の筑西市自転車等駐車場条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 今度シルバー人材センターから市の直営にするということですが、市の直営にする経緯と利用料が、資料をいただきましてありがとうございます。ある程度の利用料をいただいているのですが、これを無料にする理由ですか、それについてお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 金谷市民安全課長、答弁願います。

○市民安全課長（金谷多美子君） お答えいたします。

下館駅南・北自転車等駐車場と新治駅自転車等駐車場については、平成18年4月以降指定管理者制度を導入し、シルバー人材センターを指定管理者として管理運営してまいりました。しかし、年々利用者、使用料金が減少し、収支が赤字となっております。このことから、令和3年度に今後の指定管理の継続が可能か検討いたしました。人件費によるところが大きく、歳出削減が難しいことから、市の委託料が増加傾向にありまして、財政面での負担が増えることを見込まれました。また、下館駅周辺自転車等駐車場については、利用料が有料と無料が混在していますが、無料に統一することで、利用者の利便性を図ることといたしました。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ということは、この利用料よりも指定管理料のほうがかかっていたのでという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 金谷市民安全課長。

○市民安全課長（金谷多美子君） お答えいたします。

収支のほうが年々マイナスで赤字になっておりますので、そういうことになると思います。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 分かりました。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） さっき言った小倉委員ともちょっと関係するのですが、利用者には今回無料ということだから、私は単純にいいと思うのですけれども、さっきお話ししました、今までも無料と有料があったというのを私初めて聞いたのだけれども、それちょっと説明してもらいたいということと、2つ目は、シルバーに委託していましたね、だからシルバーに委託する金額よりも、もちろん収入が少ないから、行政側ではどうせなら無料にしようという判断だということでもいいのですか。

○委員長（藤澤和成君） 金谷市民安全課長、答弁願います。

○市民安全課長（金谷多美子君） お答えいたします。

まず、無料と有料の駐輪場については、下館駅南駐輪場については有料となっております。駅東の駐輪

場というのがありまして、そちらは無料となっております。

(「東というのはセブンイレブンのほう、それとも駅のほう、どっち」と呼ぶ者あり)

○市民安全課長(金谷多美子君) (続) セブンイレブンのほうです。

(「分かりました。私の勉強不足ですみません」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤澤和成君) いいですか、それでは。

(「いや、お金の件ですね」と呼ぶ者あり)

○市民安全課長(金谷多美子君) (続) 料金のほうの件なのですが、駐輪場の収支の内訳状況なのですが、令和3年の収入が571万2,560円、支出が596万7,318円で、マイナス25万4,758円となっております。

○委員長(藤澤和成君) 最後ね。

○委員(増淵慎治君) 事故とか管理とか、それは自己責任でやるのでしょから、私もよく利用するので、小山駅なんか物すごく駐輪場たくさんあるのです。あそこはまだ無料ではなかったような感じがするのですけれども。無料ということでやっていただけて、あと事故とかそういうのはもちろん自己責任ですけれども、建物とか周りの掃除とかそういうのは、市で、当然持っているのですからやってくれるでしょうね。

○委員長(藤澤和成君) 金谷市民安全課長。

○市民安全課長(金谷多美子君) お答えいたします。

定期清掃、巡回等を週に2回程度委託することを考えております。今後こちらで承認が得られましたら、適正な頻度、回数を検討してまいりたいと思っております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤澤和成君) 石嶋委員。

○委員(石嶋 巖君) 無料に統一したということで、市民に対するサービスも公平になったということで、これはとてもいいことだと思います。それで、この条文にあります禁止行為で禁止して、損害賠償なんか請求されたケースはあるのかどうか、伺います。

○委員長(藤澤和成君) 金谷市民安全課長、答弁願います。

○市民安全課長(金谷多美子君) お答えいたします。

今のところ損害賠償の請求はされておられません。

○委員長(藤澤和成君) 石嶋委員。

○委員(石嶋 巖君) 結構です。

○委員長(藤澤和成君) 田中委員。

○委員(田中隆徳君) お願いします。すみません、1点だけ。

今度多分人がいなくなると盗難が出てくると思います。ただ施錠はすると思うのですが、子供たちも。やると思うのですが、今車も持っていかれてしまう世の中ですから、限界がある、幾ら施錠しても。願わくば、やはり抑止力として防犯カメラがついていれば違うと思うのです。せっかく買ったやつなので、自転車も安くないですから、持っていかれては大変なので、できればその辺防犯カメラを取りつけていただ

きたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（藤澤和成君） 答弁ありますか、金谷市民安全課長。

○市民安全課長（金谷多美子君） お答えいたします。

無人化となることから、おっしゃったように防犯上の課題とか、犯罪等の問題がありますので、防犯カメラの改修と増設のほうを予定しております。今年度は下館駅北に防犯カメラを3台設置する予定でございます。

（「新治については」と呼ぶ者あり）

○市民安全課長（金谷多美子君） （続）新治については、すみません、都市整備課のほうの所管になっておりまして、ちょっと把握しておりません。

○委員長（藤澤和成君） では、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

議案第37号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決をいたします。

議案第37号「筑西市自転車等駐車場条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部所管の審査を終わります。

これで、総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了しました。

執行部の皆さんは退席を願います。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたくと存じます。

また、今定例会最終日に閉会中の所管事務調査についてを提出いたします。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時17分